

議案第 1 号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成 23 年 10 月 24 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成23年10月24日

鳥取県教育委員会

委員長 笠見 幸子

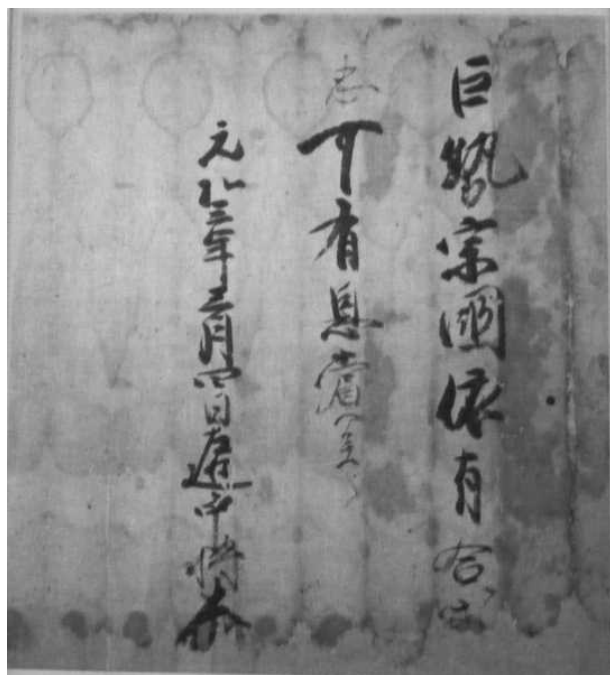
記

1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく保護文化財の指定について

保護文化財 相見家文書（米子市）

米子市の相見家に伝わる後醍醐天皇綸旨を含む8通の南北朝期中世文書である。いずれも巨勢氏（相見氏）への恩賞、あるいは相見氏が神主をつとめる八幡宮への土地の寄進に関するものと考えられる。

特に元弘3（1333）年の後醍醐天皇綸旨は、隠岐を脱出した後醍醐天皇が船上山から巨勢宗国にあてて発給したもの。左近中将（千種忠顕）の名前で書かれているが、筆跡等から天皇の自筆であることがわかる珍しいもので、県内の中世史研究上の貴重な資料と考えられる。



相見家文書 後醍醐天皇綸旨（複製）